

「中華人民共和国増値税法実施条例」および関連通達の公布

June 2026

In brief

中国では、「中華人民共和国増値税法」(以下、増値税法)が正式な法として2026年1月1日に施行されました。これに伴い、中国国務院、財政部および国家税務総局は、2025年12月から2026年2月にかけて、「中華人民共和国増値税法実施条例」および増値税の取扱いに関連する通達(以下、実施条例等)を相次いで公布しています。

当法人が2025年5月に発行したニュースレター「中華人民共和国増値税法の正式公布」では、増値税法の改正内容のうち、従来の暫定条例等との相違点、および実施条例等において明確化が期待される項目について解説しました。本ニュースレターでは、公布された実施条例等において、新たに明らかにされた内容について解説します。

In detail

増値税法実施条例等において、明らかにされた取扱いまたは留意すべき点は以下のとおりです。

項目	実施条例等において明らかにされた取扱いまたは留意点
1. サービスの提供または無形資産の販売における「国内消費」の判定基準	<ul style="list-style-type: none"> 実施条例において、サービス、無形資産の国内消費の定義が以下のとおり規定されました。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 中国国外の個人・法人が中国国内の個人・法人に対して提供するサービスまたは販売する無形資産。ただし、中国国外で消費されるサービスは除外されています。 (2) 中国国外の個人・法人が国内外に関わらず、提供するサービスまたは販売する無形資産が、中国国内の貨物、不動産、自然資源と直接関連する場合。 なお、「直接関連」の具体的な定義については、規定において明らかにされていません。
2. 混合販売における「主要業務」の定義	<ul style="list-style-type: none"> 実施条例において、混合販売とは「2以上の税率または徴収率に関わる業務が一つの課税取引に含まれ、かつ業務間に明確な主従関係がある」販売と定義されました。 主要業務とは、取引において主体的地位を占め、取引の実質と目的を体現するものであり、付帯業務とは、主要業務を補完するものであって、主要業務の発生を前提とするものと定義されました。

	<ul style="list-style-type: none"> 「増値税仕入税額控除等関連事項に関する公告」(財政部 税務総局公告 2026 年 13 号)において、以下の 4 つの混合販売取引を例示し、主要業務としてどちらの税率を適用するかについて規定されました。 <ol style="list-style-type: none"> ソフトウェア製品の販売と同時にインストール、保守、研修等のサービスを提供する場合、ソフトウェア製品の税率を適用します。 プレハブ住宅、機械設備、鉄骨等貨物の販売と同時に据付サービスを提供する場合、貨物の税率を適用します。 充電・電池交換業務において電力製品の販売と同時に電池交換、位置決め、保守等のサービス費用を請求する場合、電力製品の税率を適用します。 交通手段のリースサービスの提供と同時に IT 等のサービス費用を請求する場合、リースサービスの税率を適用します。
3. 増値税控除留保額の還付申請要件	<ul style="list-style-type: none"> 増値税法および実施条例において、増値税控除留保額に係る還付申請要件等について規定されておらず、他の関連通達においてその要件等を確認する必要があります。 当該還付を受ける場合、増値税の確定申告後に税務局に対して別途申請する必要があります。
4. 融資サービスに対応する仕入増値税額の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 実施条例において、融資に係る利息支出、ならびに当該融資に直接関連する投融資顧問料、手数料およびコンサルティング報酬等に係る仕入増値税額は、売上増値税額から控除できないことが明確に規定されました。
5. 中国国内の個人・法人による国を跨ぐサービスの提供および無形資産の譲渡等(クロスボーダー取引)に係るゼロ税率または免税の適用対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> 実施条例において、以下の中国国内の個人・法人によるクロスボーダー取引がゼロ税率の対象となることを規定しています。 <ol style="list-style-type: none"> 中国国外の法人に対して、完全に中国国外で消費される研究開発、合同エネルギー管理、設計、放送映像番組の制作および配信、ソフトウェア、電気回路設計および試験、情報システム、ビジネスプロセス管理、オフショアサービスアウトソーシング等のサービスを提供する場合 中国国外の法人に対して、完全に中国国外で使用される技術を譲渡する場合 国際運輸サービス、宇宙運輸サービス、および国外修理補修サービスを提供する場合 一方、免税取引の対象となるクロスボーダー取引は、中国国外の法人に対して、完全に中国国外で消費される以下の取引であると規定しています(「輸出業務の増値税と消費税政策に関する公告」(財政部 税務総局公告 2026 年 11 号))。 <ol style="list-style-type: none"> 電気通信サービス 知的財産権サービス 物流補助サービス(倉庫保管サービス、集荷・配達サービスを除く) 鑑定コンサルティングサービス 専門技術サービス ビジネス補助サービス 国外で映し出される広告サービス 無形固定資産 なお、「完全に中国国外」の具体的な定義については、明らかにされていません。 中国国内の個人・法人によるクロスボーダー取引について、ゼロ税率または免税を適用する場合、輸出還付(免税)届出手続きを実施する必要があります。

The takeaway

増値税法施行後、実施条例を含む多くの増値税に係る取扱い関連通達が公布されましたが、上記のとおり、明らかにされていない点が残されています。中国子会社におかれては、税務当局や税務専門家への確認を踏まえ、適切に対応する必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
白崎 亨

ディレクター
佐々木 敏子

シニア マネージャー
丁 琪忠

PwC 中国

中国上海市浦東新区東育路 588 号前灘中心 42 楼

www.pwccn.com

上海事務所
パートナー
淵澤 高明

上海事務所
シニア マネージャー
松島 伸帆

過去のニューズレターのご案内

[過去のニューズレターを読む](#)

ニューズレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニューズレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際税務、M&A 税務、税務業務における生成 AI などの最新テクノロジーの活用を含め、幅広い税務コンサルティングを PwC グローバルネットワークと連携しながら提供しています。税務の専門性とテクノロジーを融合させ、経営課題の解決に資するビジネスパートナーとして、企業を包括的に支援することを目指します。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 137 の国と地域に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.